

第 18 回法務省契約監視会議議事概要

開 催 日	令和元年 11 月 26 日（火）
開 催 場 所	法務省共用会議室 2
出 席 委 員	大曾根 匡（専修大学教授） 宮 園 久 栄（東洋学園大学教授） 諏 訪 雄 三（共同通信社編集委員）
審議対象期間	平成 31 年 4 月～令和元年 6 月
審議対象契約	一般競争契約 653 件 随 意 契 約 187 件
重点審議案件	一般競争契約 7 件 随 意 契 約 1 件
委員からの主な意見・質問，それに対する回答等	別紙のとおり
意見具申等	今回の審議案件については，特段の問題は認められなかった。 令和元年度法務省調達改善計画の上半期自己評価結果（案）について，特に指摘する事項はなく，引き続き適切に実施されたい。

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
<p>1 「熊本第二合同庁舎ほか5庁の庁舎機械警備」(一般競争入札) 契約金額 4,617,000円 支出負担行為担当官 熊本地方法務局長</p> <p>(質問等) 【総論的質問】 落札率が29.9パーセントという低落札の案件であるが、予定価格の設定に問題はないか。 低入札価格調査はなぜ行っていないのか。 低落札案件につき、最低賃金がきちんと守られているのか。</p>	<p>(回答) 予定価格の算出に当たっては、応札予定の3者から見積書を徴取し、その平均値に参考図書における一般的な入札効果率を乗じて積算している。 過去の入札効果率を使用せず、一般的な率を採用した理由は、前回入札時も今回と同じ3者が応札をしており、2者は応札率が95パーセント以上であったものの、もう1者の応札率は今回と同じように約30パーセントと非常に低い数値であったため、平均値を使用せずに、一般的な契約において使用されている数値を採用したためである。 結果として、従前からの業者が落札したが、この業者は機器の入替えをする必要がないため、他者に比べ非常に安価な額で入札したと思われる。 次に、最低賃金については、既存の機器をそのまま使用することで入札価格を抑えているほか、直近の契約単価と比べても落札額の単価が95パーセント程度と極端に低いわけではないので、最低賃金は遵守されているものと考えている。 低入札価格調査を実施しない理由については、本件は、工事や製造などの完成物の引き渡しを求めるものではない</p>

【大曾根座長】

機械警備というのは、人件費は余りかからないということによいのか。

【宮園委員】

既存の業者は、機器の整備の必要がないから、この低価格で入札が可能となったということか。

【諏訪委員】

そうすると、入札する意味がないということか、競争の余地がないということか。

【諏訪委員】

しかし、機器を入れ替えなければならぬ業者は金額が高くなり、既存の業者が勝ち続ける構図しかもう出ないのではないのか。

【宮園委員】

今回は、毎年の契約ではなく、5年に1

く、機械警備を行うということを目的としたもので、法令で定められた請負契約には該当しないと整理し、低入札価格調査を実施しなかったものである。

なお、この落札業者は、これまでも当該業務を行っており、現時点で履行に関して特段の問題は生じていない。

法務局における機械警備については、契約単価を全国的に調査して結果をフィードバックしたところであり、今回の入札には結果的には反映されなかったかもしれないが、定期的に調査するなどして、引き続き適正な予定価格の設定について指導してまいりたい。

機械警備の警報が鳴るなどの問題が起こらなければ、基本的には警備員の待機のみと考えている。

そのように考えている。

一時期は新規参入業者が逆転して落札したこともあり、入札の意味がないとは考えていない。

何年かに1回という割合ではあるが、それが逆転していることもあったので、入札を続けているところである。

今年から国庫債務負担行為による5

<p>回の契約で間違いないか。</p> <p>【宮園委員】 機器の設置を切り離して契約することは現実的ではないことから、庁舎を建てたときにどこが入るかが大きいということか。</p> <p>【宮園委員】 そうすると、機器が壊れるまでは、ほぼ設置業者で決まりということか。</p> <p>【諏訪委員】 入札というシステムではなく、それ以外で適正な価格で契約しているかを見る方法を検討した方がよいのではないか。</p>	<p>年契約に変更している。</p> <p>そういった面はあると考えている。</p> <p>ほぼ10年スパン程度で、当初の設置業者が保守を行う可能性が高いことは事実である。</p> <p>先ほども述べたとおり、全国的に単価を調査するなどして、適正な価格での契約を確保していきたいと考えている。</p>
<p>2「捜査公判支援機器ファイルサーバ等一式」（一般競争入札） 契約金額116,732,005円 支出負担行為担当官 検事総長</p> <p>(質問等)</p> <p>【総論的質問】 他の業者がなぜ入札に参加できないのか。特別な制約があるのか。</p>	<p>(回答)</p> <p>本件では、入札説明書を受領した業者は18者であった。この業者等からヒアリングを実施したところ、仕様上特別な制約はないとどの業者も言っていたが、社内リソースの問題により、仕様書の内容を満たすことができなかったため、入札を見送ったというのがいずれの者の見解であった。</p> <p>一者応札の解消については、検察庁全体として、引き続き複数業者への呼びかけ、余裕を持った納期の設定、インターネットを利用した新規参入の獲得というところも積極的に取り組んでいきたい。</p>

<p>【大曾根座長】 納期（履行期限）はいつだったのか。 期間が短かったのではないか。</p> <p>【大曾根座長】 公告が遅かったということはないか。</p> <p>【諏訪委員】 本件の契約金額については、適正な価格と考えているのか。</p>	<p>また、近時の状況として、他の案件での業者との打合せの中では、東京オリンピック関係で、業界を問わず人手が足りない状況だということも聞いている。金額で利益が少なくなりそうな案件には手を出さない傾向があるようである。</p> <p>履行期限は、7月に設定している。 本件サーバーの納品後に、これと連動する別の作業があったことから、納期は7月にせざるを得ない状況であった。ただし、公告から開札までの日数は1か月以上と十分確保していた。</p> <p>今年度の調達であり、動き出しが昨年度末ということで、手続が遅いというような問題はないと考えている。</p> <p>落札率からしても妥当なものと考えている。</p>
<p>3－1「更生保護就労支援事業（埼玉県）」 （随意契約（企画競争）） 支出負担行為担当 関東地方更生保護委員会委員長 契約金額 11,815,200円</p> <p>3－2「更生保護就労支援事業（福岡県）」 （随意契約（企画競争）） 支出負担行為担当 九州地方更生保護委員会委員長 契約金額 11,505,697円</p> <p>（質問等） 【総論的質問】 なぜ、一部の地域の更生保護就労支援事</p>	<p>（回答） 今回の審議対象契約を予定価格1，</p>

業だけが、随意契約となっているのか。他の都道府県はどうなっているのか。

今後も、今年度と同様の契約方式を進める予定なのか。

【諏訪委員】

公的なところ、企業、それぞれの支援事業の違い、その成果を問いたい。

【大曾根座長】

二者択一ではなく、支援機構と民間とでジョイントで実施させることはできないのか。

【諏訪委員】

私はJV的なやり方もあると思うが、結局、公的なところに関わるところには公的のほうが良いということであれば、その事業の一部だけを外出しして、ここは民間に任せるために入札するとか、そういう窓口全部を民間に委託するのではなく、一部は公的で、それで民間に合う部分は民間に出すといった仕分けをすることで、この分野

000万円以上に絞ったに過ぎず、他の都道府県についても、本件同様、随意契約を行っている。

過去の法務省契約監視会議における「価格だけでなく企画の内容も競争するように」との指摘を踏まえ、企画競争方式を採用しており、今後も同様に企画競争方式による契約を締結する予定である。

それぞれの強みという観点から若干分析すると、就労支援事業者機構、いわゆる公的なところだと、やはり保護観察所とのやりとり、出所者支援のノウハウといった意味では強みがあると考えている。また、民間の企業の場合だと、いかにこの事業を合理的にやっていくのかという観点から体制整備、そのための体制を整えていくとか、あるいはこの支援の内容についてデータベース化をして検証していくと、そういったところに強みがあると考えている。

その点は、法務省全体の契約の手続の話にもなってくるので、検討が必要と考える。

今の形でそれをやろうとすると、結構ハードルが高い、先ほど御説明申し上げたとおりの大枠のルールの話があり、難しいと思われるが、再犯防止推進計画に基づいて、いろんな関係機関と関係をつくっているところなので、そういったネットワークをどう活用していくのかというのは、またちょっと

<p>に関して民間が育ったりとか，様々なノウハウをもってこられるのではないか。民間だとNPOとか就労支援しているところもあるし，自治体でも今は人手不足の関係で再犯者に対する支援をしようというところもあるので，そういう全体的なコラボできる形を仕組みとして持つのか，入札の際にもう仕組ませるのか，一度考えてみてもよいのではないかと思う。</p>	<p>違う観点から検討は進めていきたい。</p>
<p>4「非常電鈴設備等更新整備委託契約」(一般競争入札)</p> <p>契約金額 4,497,012円 支出負担行為担当官 筑紫少女苑長</p> <p>(質問等)</p> <p>【総論的質問】 落札率38.8パーセントの低落札率案件であるが，予定価格の設定に問題はなかったか。</p> <p>【宮園委員】 なぜ，この案件は低入札価格調査を行わなかったのか。</p>	<p>(回答)</p> <p>本件は，一般競争入札を行っているもので，5者が応札をし，入札回数は1回となっている。</p> <p>予定価格の設定については，積算資料などの刊行物を基準にそれぞれ該当するものを算出し，積算資料等に記載がない特殊な仕様のもは，業者の参考見積書に一定の査定率を乗じて積算している。</p> <p>低落札率になった要因については，5者が入札に参加したことによる企業間の競争原理が効果的に働いた結果と考えている。</p> <p>低入札価格調査については，予定価格が1,000万以上の工事又は製造その他についての請負契約について，競争入札をした場合において実施されるものであり，本件契約は，請負というよりは，非常電鈴・火災報知器の交換という物品の買入れが主であること</p>

<p>【大曾根座長】 業務内容のどの部分が低い金額で応札してきたのか。 原材料なのか、消耗品なのか、それとも人件費が低く抑えられたのか。</p> <p>【宮園委員】 結局、予定価格の算出に問題があったから、低落札率になったのではないか。 今後、同様の事態にならないための方策について、どのように考えているのか。</p> <p>【諏訪委員】 一つ一つの官署だと前回との比較は難しいので、矯正官署全体で、横の情報共有を図るなどし、全体的な入札の向上につなげていただきたい。</p>	<p>から、低入札価格調査の対象外と判断した。</p> <p>業者からのヒアリングを実施した結果、原材料の仕入れを抑えることができたほか、工事費、諸経費についても、官公庁との取引実績を積むため、可能な限り、抑えたとのことである。 ただし、賃金、社会保険料等は関係法令を遵守しているとの回答を得ている。</p> <p>非常電鈴設備というのは、更新スパンが約30年であり、前回の契約を参考にするのが難しいという問題があると考えている。</p> <p>御指摘のとおりであり、矯正局として、更新を控えた官署に対し、情報提供できる体制を構築していきたい。</p>
<p>5 「外国人出入国情報システムデータ入力業務請負契約」（一般競争入札） 契約金額 15,982,920円 支出負担行為担当官 福岡出入国在留管理局長</p> <p>（質問等） 【総論的質問】 一者応札の案件であるところ、昨年は3者応札していて落札率が75.3パーセントだったのが、なぜ今年は1者しか応札せず、落札率も入札で99.8パーセントなのか。</p>	<p>（回答） 本件は、外国人出入国情報システムの入力項目をコード化し、パンチ入力を行う、また写真や申請書等を画像情報として取得するなどの業務を委託するものであり、業務内容、入札条件等に特別な制約は設けていない。 予定価格は、仕様書記載の推定処理</p>

件数等を基に配置人員を算出し、積算資料の人材派遣の労務単価を基準に単価を求め、総労働時間を乗じて算出した。

入札は、一者入札で、落札まで4回入開札を実施し、結果、落札率99.8パーセントとなった。

本件入札に当たり、入札公告後、計14業者に対して入札説明書を配布したものの、それが一者応札になった理由について前回までに入札に参加した複数業者に確認したところ、前回の契約金額が結構安価であり、利益が見込めないことから参加を見送ったということであった。

また、落札率が99.8パーセントであることについては、昨年度の入札時の落札率が75.3パーセント、その前年度は約70パーセントと若干開差があったことから、現行契約の処理体制を参考に配置人員を算定して積算したことにより、予定価格を若干低めに抑えたためと考えている。

本件に関し、一者入札を解消する具体的な方法として、福岡出入国在留管理局では、これまでやっていなかった入札説明会を開催し、業務内容等を丁寧に説明して参加を呼びかけることを検討している。

出入国在留管理庁としては、引き続き適正な予定価格の積算及び複数業者の入札参加について指導してまいりたい。

【宮園委員】

去年の落札価格が低くて、その価格を基に算出するから、予定価格が低くなるということか。

そのとおり。去年もその前年も同じ業者が落札し、約70パーセントの落札率となっていた。

【大曾根座長】

<p>そこまで落札金額が低くなると、業者側が最低賃金等を下回るようなことをしているということはないのか。</p> <p>【大曾根座長】 法務省としては、金額が低い方がよいところではあるが、業者側が不当な人事管理をしていないかという点についても、配意していただきたい。</p>	<p>そのようなことはないと理解している。</p>
<p>6 「事件管理システムのアプリケーション保守業務の請負一式」(一般競争入札) 契約金額 10,018,080円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問等)</p> <p>【総論的質問】 予定価格の設定が厳し過ぎるのではないか、この案件を含むシステム関係の多くが一者応札となっている。形だけ競争契約をしているように見える。 一者応札なのに落札まで15回もかかった理由。事実上の随契と言えるのではないか。</p>	<p>(会計課回答)</p> <p>まず、予定価格の積算については、履行証明書の審査に合格した業者の価格証明書を基礎として、その作業工数を採用した上、技術者単価については価格証明書の単価と積算資料記載の単価を比較して、より安価な価格証明書の単価を予定価格の積算基準とした。 査定率は、当省における役務の一般的な査定率を基準とし、過去の同種案件の契約実績等を勘案した査定率とした。 この契約実績については、前回については、応札率が38.86パーセント、過去5年調査しても、おおむね40パーセントの応札率であったので、その実績を勘案した。 このように、業者から提出された価格証明書を算出の基礎とし、過去の同種案件における契約実績等を考慮の上査定しているため、本件の予定価格の設定については特に厳しくないものと考えている。</p>

入札回数が15回と多くなったことについては、応札者において、15回目まで全て12万円ずつで値引率はわずか1パーセント程度と小刻みに下げている状況にあり、予定価格を見据えながら小幅な値引きを行うことで少しでも多くの利益を得ようとする応札者の企業戦略があったものと考えられる。

(保護局回答)

本件調達について一般競争入札を採用した理由については、いわゆる請け負う業務の内容、専門性、困難性等を検討した結果、随意契約にすることは不相当と判断したため。

なお、入札説明会に参加して資料閲覧等のため当局でシステム照会を行った事業者がいたという事実があること、事件管理システムに関連するほかの情報システムの事業者がこの保守業務について興味を持っているということも承知しておるところであり、結果として入札に参加しなかった事業者に対して調査を行ったところ、その不参加理由の多くは、要員の確保が困難であるということであった。

以上を踏まえ、今回御指摘のあった随意契約に関する検討については、本件で行うアプリケーションの開発事業者もしくは特定の事業者以外は修正等作業を実質的に行うことが不可能な状況、例えば年度の途中で重大な障害が発生して、即時即座の対応が必要であるなど、そういった場合については、当初から随意契約を選択することが必要だろうと考えているが、その他においては、競争契約に付すべきものであり、今後も一者応札の解消を図って、事業者間の競争性を高めていきたいと

	<p>考えている。</p> <p>(会計課回答)</p> <p>会計課から補足すると、大曾根座長からの御指摘のとおり、保護局のシステムの案件以外にも、法務本省が調達しているシステム関係の多くが一者応札となっているところであり、平成29年度実績では118件の調達のうち93件が一者応札、その割合は78.8パーセントと高くなっている。</p> <p>しかしながら、保護局から説明があったとおり、法務本省としては、明確に特定の事業者1者のみしか業務を請け負うことができないと言い切れない以上、現段階においては一般競争入札を実施せざるを得ないものと考えている。</p>
<p>【諏訪委員】</p> <p>価格証明書では、9.0人月とあるが、実際はもっと関わる人数が少なかったのか、低く抑えているということか。</p>	<p>そのとおり。業者はあくまでも定価しか見せていないと考えている。</p>
<p>【諏訪委員】</p> <p>だから毎日2人が来ているということではなく、システムが調子よく1年間動けば、すぐくもうかるということか。</p>	<p>そのとおり。稼働状況によって変わってくると思われる。</p>
<p>【諏訪委員】</p> <p>だから、今までの実績から見れば、割と調子よく稼働しているので、これだけ単価を下げるができるということか。</p>	<p>そのように認識している。</p>
<p>【大曾根座長】</p> <p>保守契約の性質上、事が起こったときだけ発動する業務も多いということか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>【諏訪委員】</p> <p>なるほど。それから、本件は、システム</p>	<p>過去6年、同じ業者と契約している</p>

開発から保守まで同じ業者と契約しているのか。

【諏訪委員】

何回もこの話しているが、システムをとったところが途中で保守管理が代わったケースは本当にあるのか。

【諏訪委員】

応札のための説明会に来るのは、基本的には市場調査のために来ているのであって、入札したいから来ているわけではないということか。

【諏訪委員】

保守業務について、システム開発を請け負った業者以外の業者にどこかの段階で替わるのであれば、やはり一般競争をどんどんやっていけばいいと思うが、替わる実績がないのであれば、適正な価格で随意契約するためのシステムを考えた方が、皆さんにとっても安上がりなのかもしれないのだが、その点、政府はどのような対応を考えているのか。

状況である。

なかなか難しく、一者応札時の他者からのヒアリングによれば、既存業者にはコストで勝てない、失敗したときのリスクとか、違約金だとか損害賠償などを考えるとなかなか応札できないというような意見もあって、既存業者の優位性はヒアリングでも感じている。

そういう業者もあると考えている。

その点に関しては、入札に付しても一者応札の可能性が高いと想定される情報システムの調達については、全府省のCIOの連絡会議においても新たな調達方法が検討されているのは承知している。

技術的対話等を活用して、効率的に、かつ、安価に調達できるような仕組みを考えていると聞いているので、その動向を見据えて検討していく必要があると考えている。

7 「法務局・地方法務局における多言語電話通訳等業務の請負 一式」（一般競争入札）

契約金額 2,462,400円

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長

(質問等)

【大曾根座長】

本会議では、原則として、予定価格1,000万円以上の案件について、重点的に審議を行っているが、今回は、1,000万円未満の案件からも1件抽出して審議することとした。

本件は、低落札率案件であり、予定価格の算出に問題はなかったか。

(民事局回答)

本件の概要について説明するが、法務局では、登記手続や人権に関する相談など様々な問合せ等が寄せられているところ、近年の国際化の更なる進展に伴い、外国語による問合せや窓口での対応が必要となる場面が増加している。

そこで、全国の法務局及び地方法務局で行っている不動産登記・商業法人登記の手続の案内業務、人権相談業務、人権審判事件の調査・救済業務等の人権擁護業務について、①利用者や相談者、②法務局職員、人権擁護委員、③通訳者の三者が電話で相互に通話する多言語電話通訳サービスを導入し、外国語による問合せ対応の充実強化を図っているものである。

そのほか、電話通訳業務以外に、法務局に送付された外国語で作成される電子メール等の文書の日本語への翻訳やそれら文書に対する回答の外国語への翻訳業務についても、この契約の中で委託している。

なお、対応言語については、在留外国人数が多く必要性が高い10言語を対応言語として本サービスを導入している。

(会計課回答)

本件調達で落札率が29.96パーセントと低くなっているところ、予定価格の積算に当たっては、履行証明書の審査に合格した2者のうち、価格証明額が安価であり、かつ昨年度の契約業者であるB社の価格証明書を基礎としている。

査定率は、当省における役務の一般的な査定率を基準とし、本件調達につ

いては、調達規模が大幅に増加し、かつ対象言語も増加したことによる新たな人員体制の確保を要する点、価格証明額が他者と比較して大幅に安価であるという点などを考慮して査定率を決定した。

落札率が低くなった理由については、本件調達は平成29年度から調達しているところ、29年度はA社が落札、30年度はB社が落札、31年度はまたA社が落札という経緯があり、つまり、A社としては再度、本件調達を落札したいという企業戦略があったことから、これまでよりも低額で応札したもので、正に競争効果が働いた結果と考えている。

【大曾根座長】

すると、A社は、価格証明額では約1,300万円であったものが、応札額で約220万円になったということか。

そのとおり。価格証明額と応札額で比較すると約16.9パーセントとなる。

【大曾根座長】

それでは相場にならないのではないか。

その点は、当方も心配であったことから、利益は出ているのか、最低賃金は遵守しているのかなどについて、ヒアリングを実施したところ、利益が出なければ応札しないし、最低賃金等は当然遵守しているとのことであった。

【諏訪委員】

翻訳業務というのは、翻訳ソフトでも可能なレベルのものなのか。

(民事局回答)

成果物の詳細までは把握していないが、通訳・翻訳した内容に関する苦情というのはないので、高いレベルでの翻訳等が行われていると承知している。

【諏訪委員】

この会社は、他の官公庁などの仕事も請け負っている会社なのか。

(民事局回答)

A社のホームページによると、総務省や日本郵政、私鉄等の大手の契約を

<p>【宮園委員】 登記手続に関しては、機械翻訳などはできないのか。</p>	<p>請け負っているようである。</p> <p>(民事局回答) A I の導入ということなどは、今後の検討の参考にさせていただきたい。</p>
<p>8 「地下水膜ろ過システム保守管理委託契約」(一般競争入札) 契約金額 10,827,388円 支出負担行為担当官 福岡刑務所長</p> <p>【大曾根座長】 審議の前に、第15回会議においてフォローアップ対象とされた5件の概要について、事務局から説明願いたい。</p> <p>【大曾根座長】 それでは、一者応札が解消した地下水膜ろ過システム保守について、審議を行う。 業務の概要、一者応札解消のため講じた方策等について説明願いたい。</p>	<p>(事務局) 委員の皆様からの御意見等を踏まえ、公告に関する見直しなどの一者応札解消に向けた取組を行った結果、神戸法務総合庁舎電力供給、福岡刑務所の地下水膜ろ過システムの保守管理業務委託契約の2件については、それぞれ複数者応札となり、一者応札が解消されたが、残りの3件については、いずれも一者応札となっている状況である。</p> <p>一者応札が解消しなかった3件については、人的確保の困難などといった対外的な要因も考えられるところであるが、各官署において一者応札の解消に向けた取組を継続することとしているところであり、委員の皆様には、引き続き御指導いただきたい。</p> <p>(矯正局回答) 具体的な契約内容につきましては、機器の点検調整、水量の記録、水質検査などを毎月1回の定期検査と緊急時のシステムの正常な作動を維持するための保守管理となっており、これまでは設置業者による一者応札であった。</p> <p>今回の調達に当たり、前回の契約監視会議において委員の皆様から御指摘</p>

<p>【諏訪委員】 膜ろ過のシステムというのは、割と一般的というか、扱っている業者が多いということか。</p> <p>【諏訪委員】 4月に契約して、現在まで特に不具合等は生じていないのか。</p> <p>【大曾根座長】 本件は、本会議でのアドバイス等を実践し、一者応札の解消につながったもので、推奨すべき案件である。こういった事例も参考にしながら、今後も一者応札の解消に取り組んでいただきたい。</p>	<p>いただいた事項を参考にし、地下水膜ろ過システム取り扱う業者からヒアリング等を実施した。</p> <p>その結果、仕様書がちょっと分かりにくいという意見があったことから、仕様書の内容について、もともと点検項目を中心とした仕様になっていたところを、具体的な作業内容を記載したり、福岡刑務所に設置してある地下水膜ろ過システムというのはどんなものなのかといったことも仕様の中に書き込んだりするなどの変更を加えた。</p> <p>また、電子調達システムを活用するなどして、広く入札可能な業者の確保を呼びかけたところ、今回の入札においては開発業者以外であるもう1者が入札に参加することとなり、結果的には今回これまでとは違う業者が落札に至ったものである。</p> <p>こちらが想定しているよりは扱っている業者があったということと考えている。</p> <p>今のところは、トラブルが発生したという報告は受けていない。</p>
<p>【大曾根座長】 重要審議案件は以上であるが、このほか、全体を通して御意見・御質問があればお願いします。</p>	

<p>【諏訪委員】 （特になし）</p> <p>【宮園委員】 （特になし）</p>	
<p>【法務省調達改善計画関連】 「令和元年度法務省調達改善計画の上半期 自己評価結果（案）」について</p>	<p>事務局から、各項目について、目標に沿った取組がおおむね順調に推移している旨の報告がなされ、承認された。</p>